

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称）

要綱（未定稿）

第一 目的

この法律は、ダム事業によって、公共用の施設の整備が他の地域に比較して低位にあり、並びに住民の生活の利便性及び産業の発展が阻害された地域であってダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要があるものについて、特定地域として指定し、特定地域振興基本方針に基づき特定地域振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、特定地域の振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

第二 特定地域の指定

- 一 主務大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、国又は独立行政法人水資源機構が行うダムの新築の事業（以下「ダム事業」という。）により水没することが予定された土地の区域及びその周辺の地域であって、当該ダム事業の廃止その他当該ダム事業に関する計画の変更に伴い公共用の施設の整備並びに住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図る必要があると認められる地域を特定地域として指定すること。
- 二 都道府県知事は、一の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならぬこと。
- 三 主務大臣は、特定地域を指定したときは、その旨を公示しなければならぬこと。
- 四 一から三までは、特定地域を変更する場合について準用すること。

第三 特定地域振興基本方針

- 一 主務大臣は、特定地域の振興を図るため、特定地域振興基本方針を定めるものとすること。
- 二 特定地域振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとすること。
 - 1 特定地域の振興の意義及び方向に関する事項
 - 2 基盤産業の再構築その他の産業の振興に関する基本的な事項
 - 3 ダム事業のために買収した土地（以下「既買収地」という。）の利用及び活用に関する基本的な事項
 - 4 公共用の施設の整備（特定地域の振興のため特に必要があると認められるときは、特定地域外において実施するものを含む。）に関する基本的な事項
 - 5 住民の生活の利便性の向上及び生活再建の支援（住居の新改築等に対する助成を含む。）に関する基本的な事項

- 三 主務大臣は、特定地域振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。
- 四 主務大臣は、特定地域振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。
- 五 一から四までは、特定地域振興基本方針を変更する場合について準用すること。

第四 特定地域振興計画

- 一 第二の一により特定地域の指定があったときは、都道府県は、特定地域振興基本方針に基づき、当該特定地域について特定地域振興計画を策定し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができること。
- 二 特定地域振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。
 - 1 特定地域の振興の基本的方針に関する事項
 - 2 基盤産業の再構築その他の産業の振興に関する事項
 - 3 既買収地の利用及び活用に関する事項
 - 4 公共用の施設の整備(特定地域の振興のため特に必要があると認められるときは、特定地域外において実施するものを含む。)に関する事項
 - 5 住民の生活の利便性の向上及び生活再建の支援（住居の新改築等に対する助成を含む。）に関する事項
- 三 都道府県は、特定地域におけるダム建設事業又は水源地域整備計画事業に含まれる事業であってダム事業の廃止等にかかわらず産業の振興及び住民の生活の利便性の向上の観点から引き続き必要と認められるものを特定地域振興計画の内容として定めることができるものとすること。
- 四 特定地域振興計画は、ダム事業によって特定地域の住民が受けた影響の程度を勘案して、当該住民の生活の安定及び福祉の向上が図られるように定めるものとすること。
- 五 都道府県は、特定地域振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、その案について第五の一の特定地域振興協議会において十分協議するとともに、その協議の結果に基づいて策定しなければならないこと。
- 六 主務大臣は、一により協議された特定地域振興計画が適當なものであると認められるときは、これに同意するものとすること。この場合において、主務大臣は、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。
- 七 都道府県は、特定地域振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。
- 八 都道府県は、一の同意を得た特定地域振興計画（以下「同意特定地域振興計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。
- 九 四から七までは、八の場合について準用すること。

第五 特定地域振興協議会

- 一 第二の一により特定地域の指定があったときは、都道府県は、特定地域ごとに、特定地域振興計画の案及び同意特定地域振興計画の変更の案（以下「特定地域振興計画等の案」という。）に関する協議並びに同意特定地域振興計画（同意特定地域振興計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施に係る連絡調整を行うため、特定地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとすること。
- 二 協議会は、次に掲げる者をもって構成すること。
 - 1 一の都道府県
 - 2 国の関係行政機関
 - 3 同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる地方公共団体（1を除く。）
 - 4 1から3までのほか、同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる者
- 三 一の都道府県は、必要があると認めるときは、二に掲げる者のほか、協議会に、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有すると見込まれる者その他の当該都道府県が必要と認める者を構成員として加えることができる。
- 四 都道府県は、一により協議会を組織したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこと。
- 五 同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有する者であつて協議会の構成員でないものは、一の都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 六 五による申出を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないこと。
- 七 協議会は、特定地域振興計画等の案に関する協議を行うに当たっては、構成員の合意形成が図られるように努めるものとすること。
- 八 一から七までのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

第六 住民の合意形成

- 一 協議会は、特定地域振興計画等の案について協議をするに当たっては、当該特定地域の住民の間において当該特定地域振興計画等の案について合意が形成され、これが十分に反映されるよう、適切な配慮をしなければならないこと。
- 二 協議会は、一のために必要な手続を定めなければならないこと。
- 三 二の手続は、1から3までを含むものでなければならないこと。
 - 1 当該特定地域における住民の意向に関する調査
 - 2 当該特定地域における住民間の意見交換会の実施
 - 3 特定地域振興計画等の案の住民への説明

第七 既買収地の利用及び活用に関する特例

- 一 国は、地方公共団体等が同意特定地域振興計画に基づき既買収地を公営住宅、福祉施設その他の政令で定める公共的な施設の用に供するときは、当該地方公共団体等に対し、当該既買収地を無償で使用させることができること。
- 二 国は、会計法第29条の3の規定にかかわらず、特定地域の住民又は住民であった者で政令で定める要件を満たすもの（三において「住民等」という。）に対し、1の公共的な施設の用に供する既買収地以外の既買収地を随意契約により売却することができること。
- 三 国は、住民等に対し、二の既買収地を優先的に売却するよう努めるものとすること。

第八 特定地域の非移転者に対する生活再建の支援等

- 一 都道府県は、同意特定地域振興計画に基づき（条例で定めるところにより）、特定地域の住民であってダム事業に伴う移転をしなかったもの（以下「非移転者」という。）に対し、生活再建の支援金を支給することができること。
- 二 都道府県は、一のほか、同意特定地域振興計画に基づき（条例で定めるところにより）、非移転者に対し、特定地域内の住居の新改築等の助成金を支給することができること。

第九 事業の実施

同意特定地域振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行うものとすること。

第十 交付金の交付

- 一 国は、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内で、交付金を交付することができること。
- 二 一の交付金の額は、特定地域における公用の施設の整備の状況並びに特定地域の住民の生活及び産業の状況を勘案して、同意特定地域振興計画に基づく事業を速やかに実施できるように定めなければならないこと。
- 三 一の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとすること。

第十一 特定地域振興計画の策定前に講すべき措置

国は、第二の一により特定地域の指定があったときは、第四の二4に規定する公共用の施設の整備であって、特定地域の住民の生活の安定を図るため特定地域振興計画を策定する前に行う特別の必要があると認められるものについて、関係地方公共団体と協議を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとすること。

第十二 主務大臣等

- 一 この法律における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とすること。
- 二 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。

第十三 都道府県の講ずる施策

都道府県は、当該都道府県が行うダムの新築の事業の廃止その他当該事業に関する計画の変更をした場合には、この法律の規定に基づく特定地域の振興に関する施策に準じて、当該事業により影響を受けた地域の振興を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならないこと。

第十四 その他

この法律の施行期日その他必要な事項について定めること。